

## (仮称)三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書に対する自然環境保全課意見

## (1) 全般的事項

本事業の事業予定地周辺においては、国内希少野生動植物種等に指定され、個体レベルでの保護が必要であるイヌワシ・クマタカの生息情報が確認されているとともに、事業予定地の全域が「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれている。

事業予定地およびその周辺は、渡りを行う猛禽類をはじめ多くの鳥類の渡りの主要なルートの一部となっている可能性が高い。

事業予定地およびその周辺には、大規模なブナ林や低木林、ササ原、ススキ原など多様な植生が広がっており、多様な野生動植物の生息・生育地となっていると考えられる。

三十三間山は関西地域の名山のひとつとされており、事業予定地のほぼ全域が登山等の人と自然との触れ合い活動の場として広く活用されている。

事業に伴い、下記のとおりイヌワシ・クマタカや渡り鳥をはじめとする鳥類、ブナ林等を基盤に成立している多様な野生動植物の生息・生育地、登山等の人と自然との触れ合い活動の場などの自然環境に対する重大な影響が懸念されることから、個別の調査に当たっては十分な専門性を有した機関等に調査を依頼する等、調査の信頼性を担保するとともに、今後の予測および評価の結果、自然環境への影響を回避または十分に低減できない場合には、事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを検討すること。

## (2) 動物(鳥類)

本事業の実施により、個体群の存続に当たり個体レベルの保護が必要な種であるイヌワシ・クマタカに対して、風車への衝突(バードストライク)や繁殖の失敗等の重大な影響を与えることが懸念される。

そのため、イヌワシ・クマタカの影響を予測評価するに当たっては、行動圏、生息場所利用、行動様式等を把握するために、繁殖期を含む年間にわたる調査を最低2年間は実施すること。

特にイヌワシについては、変更後の事業地に飛来する可能性とその影響を、周辺に生息する個体の生態調査結果および他の事例の調査結果に基づいて的確に予測および評価を行うこと。またクマタカについては、工事および変更がクマタカの生息・繁殖に及ぼす影響を、行動圏・内部構造の機能面からの確に予測および評価を行うこと。

また、本事業の実施により、渡りを行う猛禽類や多くの鳥等に対して、継続的な移動経路の阻害や風車への衝突(バードストライク)等の重大な影響を与えることが懸念される。

そのため、渡りを行う猛禽類や水鳥等の影響を予測評価するに当たっては、その移動経路や高度が気象条件により大きく変化することを考慮し、この地域における渡りの時期、個体数、種の同定、移動経路、高度等の実態を正確に把握したうえで、その影響についての確に予測および評価を行うこと。

なお調査に当たっては、前述の影響の確実な予測および評価を行うため、相応の調査地点および調査員を配置すること等、適正な調査手法の設定が重要である。したがって、方法書に現在記載されている調査よりも詳細な調査が必要であることから、専門家等からの助言を踏まえ、調査地点数や調査回数、

1 地点当たりの調査員数の増加、調査地点からの視野範囲の適正な距離の再考等により、予測評価に必要なデータを取得できるよう見直しを行うこと。

### (3) 動物(鳥類以外)

本事業の実施により、事業実施想定区域を通過するコウモリ類の風車への衝突(バットストライク)、カヤネズミやムササビ、ニホンリスをはじめとする小型～中型の哺乳類の生息環境の改変による影響が懸念される。

そのため、これらの生息状況を把握するための十分な調査を実施し、その影響についての確に予測および評価を行うこと。

### (4) 植物・生態系

事業実施想定区域およびその周辺には大規模なブナ林等の多様な植生が広がっており、本事業の実施により、相当面積のブナ林が消失するとともに、立地論的に意義のある草原が改変され、動植物の生育・生育環境への重大な影響が懸念される。

そのため、十分な現地調査・文献調査を実施することにより、植物相および植生、重要な種および重要な群落を適切に把握し、さらにはその成立要因も踏まえ、的確に予測および評価を行うこと。

なお調査に当たっては、特に改変区域の植生が大きく影響を受けることになるため、その影響の確実な予測および評価を行うためには改変区域の植生の詳細かつ正確な把握が重要である。したがって、方法書に現在記載されている調査よりも詳細な調査が必要であり、専門家等からの助言を踏まえ、改変区域を中心とした調査地点数の追加や胸高直径の大きい個体の把握調査等により、予測評価に必要なデータを取得できるよう見直しを行うこと。

### (5) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

本事業の実施により、三十三間山の登山道やその周囲の環境が改変されることから、事業実施想定区域の主要な眺望点や景観資源としての価値が損なわれる恐れがあり、景観や人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。

そのため、登山道を維持管理している団体等から十分に意見を聴くとともに、三十三間山の登山道からの眺望景観、事業実施想定区域の景観資源としての影響、周辺集落や高島トレイルのコース上からの眺望景観等について、的確に予測および評価を行うこと。

特に、三十三間山の登山道からの眺望景観や高島トレイルのコース上からの眺望景観については、方法書に現在記載されている調査地点では確実な予測評価ができない可能性があることから、登山道やトレイルコースの定量的な利用状況や利用特性を把握した上で、三十三間山の尾根上の登山道からの眺望点や高島トレイルのコース上にあたる三重嶽や武奈ヶ嶽といった眺望点等、調査地点の追加や位置の精査を行い、予測評価に必要なデータを取得できるよう見直しを行うこと。